STOP 消費者トラブル通信　No. 5

発行　令和３年２月
金沢市人権女性政策推進課
(076)220-2095

身に覚えのない荷物

注文した覚えのない郵便物が届き、受け取ってしまった。家族に確認したが誰も注文していない。どうしたらよいか。（５０代）

相談員からアドバイス
身に覚えのない荷物は受け取りを拒否しましょう。もし受け取ってしまった場合でも、商品を14 日間保管した後であれば自由に処分することができます。請求書が同封されていたり、後で送られてきたりした場合でも応じる必要はありません。

大手企業からメール？

大手通販サイトから、不正にアカウントを利用されているので、メールに記載のアドレスからログインするよう促されるメールが届いた。不審だ。（８０代）

相談員からアドバイス
フィッシングメールと思われます。大手の企業をかたり、個人情報を入力させる手口が増えています。身に覚えのないメールが届いた場合、メール中に記載されている連絡先への電話やアクセスは絶対にしないでください。

初回限定大幅値引！

「初回限定。お試し価格で大幅割引」との商品を購入したが、後になって定期購入の商品だと気づいた。分量が多く高額な上に、体に合わない。受け取りを拒否してもよいか。（３０代）

相談員からアドバイス
ダイエット、健康食品、化粧品に関する同様の相談が増えています。契約は成立しているため、受け取り拒否はできません。通信販売にはクーリング･オフ制度がなく、返品や解約は利用規約に従うことになります。必ず利用規約（購入、返品、解約等の条件）をよく確認してから購入しましょう。

あなたが当選しました

ＳＮＳでフォローしている企業から「プレゼントに当選した」と連絡がきたので個人情報を登録した。後になって偽物のアカウントだと気づいた。どうしたらよいか。（６０代）

相談員からアドバイス
「プレゼント当選」といつわり、特定のサイトに個人情報を登録させる手口が増えています。また、プレゼント受け取りに必要な手数料の支払いと称し、カード番号を入力させる手口も見られます。大手企業をかたる偽アカウントが増えています。安易に個人情報を登録しないようにしましょう。

全国情報

新型コロナウイルスに便乗した詐欺に注意！

自宅に電話をかけてきて「コロナで困っている」等と言い、巧みな話術や強引な勧誘で魚介類等を購入させる事例が全国の消費生活センターに寄せられています。

突然の電話に対しては安易に回答せず、不要な商品はきっぱりと断りましょう。一方的に商品を送り付けてきた場合、送付票の「ご依頼主」欄の事業者の情報を控え、受け取りを拒否しましょう。もし受け取ってしまった場合、14 日間保管した後であれば自由に処分することができます。

通話録音装置や留守番電話を活用し、知人以外の電話には直接出ないこともトラブルを避ける一つの方法です。

金沢市では通話録音装置の無償貸出を行っています。

○対象
市内在住の 65 歳以上の方で、一人暮らし・高齢者のみの世帯・日中高齢者のみとなる世帯に限ります。

○問合せ・申込み
金沢市人権女性政策推進課 TEL 076-220-2095